

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について

(昭和53年9月5日53畜B第2173号・53水振第464号 畜産局長、水産庁長官)

改正 平成19年4月10日 18消安第13845号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和53年農林水産省令第8号。以下「改正省令」という。）及び昭和53年9月5日農林水産省告示第211号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を指定する件の一部を改正する件）が昭和53年9月5日付けで公布され、改正省令のビタミン等の成分規格等の係る改正規定を除き、同日から施行されることとなったので、下記1の事項に御留意の上、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する制度の適正かつ円滑な運営に遺憾のないようにされたい。

記 1

第1 改正の要旨

1 告示関係

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づき飼料添加物としてビタミン類16品目、ミネラル類17品目及びアミノ酸4品目並びにサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムが新たに指定されるとともに、既指定の酢酸トコフェロール及びパントテン酸カルシウムの名称がそれぞれ酢酸d1- α -トコフェロール及びD-パントテン酸カルシウムに改められた。

新たに指定されたビタミン、ミネラル及びアミノ酸（以下「ビタミン等」という。）37品目は、飼料添加物公定書に記載されていたものである。

なお、今回の追加指定により飼料添加物公定書記載のビタミン等はすべて飼料添加物に指定された。

サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムは飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第1条第3号の用途に供することを目的として飼料に用いることが適当として指定されたものである。

2 省令関係

(1) 別表第1の1の(1)の表にサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムが追加され、鶏を対象とする飼料（鶏（ブロイラーを除く。）にあっては幼すう用及び中すう用、ブロイラーにあっては前期用及び後期用に限る。以下「対象飼料」という。）以外の飼料はサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムを含んではならないこととされるとともに、対象飼料が含むことができるサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムの量は1トン当たりそれぞれ50g力価及び80g力価とされた。

また、これに伴いサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムを含む対象飼料は産卵中の鶏及び食用を目的として屠殺する前の7日間の鶏には使用してはならないこととなった（別表第1の1の(3)のイの(イ)）。

(2) 別表第1の1の(2)のウの表の第1欄に、サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムが追加され、サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムは飼料を製造する場合においてそれぞれ同欄に掲げる他の飼料添加物とは併用してはならないこ

ととされた。これに伴い畜産農家段階における併用も禁止されることとなった（別表第1の1の(3)のエ及びオ）。

- (3) 飼料添加物の成分規格等に関連する試験の方法が、「飼料添加物一般の試験法」として定められた（別表第2の5）。

また、これに伴い「飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬、試液、容量分析用標準液、色の比較液、計量器、用器及び滅菌法の規定」が定められるとともに（別表第2の6）、飼料添加物一般の通則の所要の改正が行われた（別表第2の1）。

- (4) 新たに飼料添加物に指定されたビタミン等37品目並びにサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムについて成分規格及び製造の方法等の基準（以下「成分規格等」という。）が定められた。

また、既指定のビタミン類12品目の成分規格等が改められ、その成分規格に新指定のビタミン等と同様新たに確認試験、純度試験及び定量法が設けられた。

なお、サリノマイシンナトリウム製剤及びモネンシンナトリウム製剤が含むことができる有効成分の量は、製剤1gにつきそれぞれ100mg力価及び240mg力価とされている。

また、これらの製剤の容器又は被包には、注意書として当該製剤を使用する場合は、添加量を厳守するとともに、均一に配合すべき旨の表示を附すこととされている。

第2 留意事項

1 ビタミン等について

今回のビタミン等37品目の追加指定により、従来飼料添加物公定書に記載されていたビタミン等はすべて飼料添加物に指定されたので今後ビタミン等は指定品目を使用するよう指導されたい。

2 サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムについて

- (1) サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムは、鶏に過剰に投与された場合は発育障害が起こるので、これらの添加量（対象飼料トン当たりサリノマイシンナトリウムにあつては50g（力価）、モネンシンナトリウムにあつては80g（力価）が厳守されるとともに、均一に配合されることによって、その安全性を十分確保する必要がある。

このため、飼料製造業者に対して、別記の管理方法によりサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムを含む飼料の管理を行わせることとしたので、指導に遺憾のないようにされたい。

- (2) サリノマイシンの含量が1%を超える製剤及びモネンシンの含量が8%を超える製剤は、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）で劇物に指定されているので、これらの取扱いに当たっては毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく諸手続に遺ろがないよう飼料添加物製造業者及び飼料製造業者を十分指導されたい。

- (3) 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理が行われていることについて、同ガイドラインの別紙2の第1に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けた事業場は、(1)の規定にかかわらず、別記の管理方法を免除する。

第3 施行期日等

- (1) ビタミン等に係る成分規格等については、在庫品の整理その他の準備期間を考慮し、昭和54年2月1日から施行することとされたので、それまでに関係者を指導する等十分周知徹底を図られたい。
- (2) ビタミン等に係る表示については、(1)と同様の理由から、昭和54年1月31日までは、従前の例によることができることとされたので留意されたい。

別 記

サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む飼料の管理方法

- 1 飼料製造業者は、製造ロットごとに下記の迅速定量方法により飼料中のサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを定量し、定量値が2に定める管理限界以内のものを販売等に供するものとする。
なお、自ら下記による定量を行い得ない飼料製造業者は、信頼できる分析機関に依頼して、定量を行うものとする。
- 2 管理限界は飼料が含むことができるサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムの量の $100 \pm 25\%$ とする。
- 3 1の製造ロットは、1日に連続して製造された銘柄別の飼料のロットとし、製造ロットからの飼料の採取は、昭和51年7月24日農林省告示第757号第2の1の(1)のAに準じて行うものとする。
- 4 飼料製造業者はサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む飼料の管理状況を記録し、これを保存しておくものとする。

飼料中のサリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウムの迅速定量方法

- 1 器具及び器材
 - (1) 共せん付三角フラスコ
 - (2) メスフラスコ
 - (3) メスシリンダー
 - (4) 試験管
 - (5) ピペット
 - (6) 恒温槽
 - (7) マグネチックスターラー
 - (8) 分光光度計
 - (9) 化学天秤
- 2 試薬及び標準品
 - (1) 無水エチルアルコール：特級
 - (2) P-ジメチルアミノベンズアルデヒド：特級

(3) 硫酸：特級

(4) 飼料分析用標準サリノマイシンナトリウム及びモネンシンナトリウム

3 試薬の調製

(1) 標準液

ア 標準サリノマイシンナトリウム液

飼料分析用標準サリノマイシンナトリウム10mg力価を100mLのメスフラスコに正確にとり、無水エチルアルコールを加えて溶かし、100mLとして標準サリノマイシンナトリウム原液を調製する（この液1 mLはサリノマイシンナトリウム100 μ g力価を含有する）。

使用に際してこの原液の一定量を無水エチルアルコールで正確に10倍に希釈する（この液1 mLはサリノマイシンナトリウム10 μ g力価を含有する）。

イ 標準モネンシンナトリウム液

飼料分析用標準モネンシンナトリウム8 mg力価を100mLのメスフラスコに正確にとり無水エチルアルコールを加えて溶かし100mLとして標準モネンシンナトリウム原液を調製する（この液1 mLはモネンシンナトリウム80 μ g力価を含有する）。

使用に際してこの原液の一定量を無水エチルアルコールで正確に10倍に希釈する（この液1 mLはモネンシンナトリウム8 μ g力価を含有する）。

標準原液は冷暗所に保存し、2週間以内に使用する。

(2) P-ジメチルアミノベンズアルデヒド液

P-ジメチルアミノベンズアルデヒド600mgを約50mLの無水エチルアルコールに溶かした後、硫酸1mLを徐々に加え、更に無水エチルアルコールを加えて100mLとする（使用時に調製する）。

(3) 硫酸-無水エチルアルコール液

約30mLの無水エチルアルコールに硫酸1 mLを徐々に加え、更に無水エチルアルコールを加えて100mLとする（使用時に調製する）。

4 定 量^{注1}

サリノマイシンナトリウムの定量にあつては分析試料10g^{注2}を、モネンシンナトリウムの定量にあつては分析試料5 gを200mLの共せん付三角フラスコにとり、無水エチルアルコール100mLを加え、マグネチックスターラーで10分間かき混ぜてサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを抽出し、直ちにろ過して試料液とする。

試料液10mLずつを50mLの試験管A、B及びCにそれぞれ正確にとり、試験管A及びBにそれぞれ無水エチルアルコール5 mL、試験管Cに標準液5 mLを正確に加え、更に試験管Aに硫酸-無水エチルアルコール液5 mL、試験管B及びCにそれぞれP-ジメチルアミノベンズアルデヒド液5 mLを正確に加え^{注3}混合した後70 \pm 1 $^{\circ}$ Cの恒温槽中で20分間加温して発色させる。放冷後、試験管A、B及びC液を無水エチルアルコールを対照液としてサリノマイシンナトリウムにあつては波長600nm付近、モネンシンナトリウムにあつては波長578nm付近でそれぞれ吸光度a、b及びcを測定するとともに、別に試料と同一の原料組成のサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウム無添加対照試料について上記と同様の操作を行い吸光度a'、b'及びc'を測定する。^{注4}

次式により試料中のサリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムの含量を算出する。

$$\begin{array}{l} \text{試料中のサリノマイ} \\ \text{シンナトリウム含量} \end{array} \left(\text{g力価/トン} \right) = \left(\frac{b-a}{c-b} \right) \times 50 - \left(\frac{b'-a'}{c'-b'} \right) \times 50$$

$$\begin{array}{l} \text{試料中のモネンシン} \\ \text{ナトリウム含量} \end{array} \left(\text{g力価/トン} \right) = \left(\frac{b-a}{c-b} \right) \times 80 - \left(\frac{b'-a'}{c'-b'} \right) \times 80$$

注1 定量操作中は直射日光を避け、また水が混入しないよう注意すること。

注2 サンプルングした試料の全量を紙の上に平らに拡げて8等分し、各区分からほぼ等量ずつ計30～40gの試料を抜き取り均一に混合して分析試料とする。

注3 硫酸－エチルアルコール液、P－ジメチルアミノベンズアルデヒド液は最後に加えることとし、加えた後の操作は速やかに行うこと。

注4 サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウム無添加対照試料のブランク値は、試料の組成が当該対照試料と異なる間は予め測定した値を用いることができる。